

情報公開条例の一部改正案について（概要）

1 改正に至った経緯

- （１）情報公開条例（以下「条例」という。）第３条第２項において、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。」と規定されているものの、近年、他都道府県も含め、本県でも真に公文書の開示を求める目的で行っていないと思われる開示請求や、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的としていると捉えざるを得ない繰り返しの開示請求が散見されている。
- （２）このような権利の濫用と考えられる開示請求に対して、一部の都府県においては、明文の規定や判断基準を定めているが、本県ではそれらを定めていないことから、権利濫用に該当すると思われる請求であっても、対応せざるを得ない状況にあり、実施機関の通常業務に支障をきたしていることが課題となっている。

2 改正の趣旨

情報公開制度は、公正で透明な行政を推進し、県民と県が情報を共有し、県政に対する県民の理解と信頼を確保することを目的として創設されたものであり、この制度を健全に機能させていくためには、県民の協力が不可欠である。

こうした中、権利の濫用と解されるような著しく不適正な開示請求に対して、情報公開条例（以下「条例」という。）に権利濫用禁止規定等を新たに設けるとともに、このような開示請求があった場合における具体的な取扱いについて、宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針として策定するものである。

3 改正の概要等

- （１）開示請求者の責務に関する規定の改正（条例第３条第２項）
- （２）権利濫用禁止に関する規定の追加（条例第４条第２項）
- （３）請求却下に関する規定の追加（条例第４条第３項）
- （４）行政文書特定のための開示請求者の協力に関する規定の追加（条例第５条第２項）
- （５）みなし開示に関する規定の追加（条例第７条第４項）
- （６）宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針の策定

4 参考資料

- (1) 情報公開条例 新旧対照表 (案)
- (2) 情報公開条例の解釈及び運用基準 新旧対照表 (案)
- (3) 宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針 (案)
- (4) 現行 情報公開条例
- (5) 現行 情報公開条例の解釈及び運用基準

5 改正等に向けたスケジュール

令和7年	5月	情報公開審査会において方向性について意見聴取
	5月～8月	他都道府県の先行事例を参考に、本県の現状を踏まえた 条例の一部改正案及び取扱い指針案を作成
	9月～10月	情報公開審査会において条例の一部改正案及び取扱い 指針案の審議（公開）
	<u>11月</u>	<u>パブリックコメントの実施（～12月中旬）</u>
	12月	パブリックコメント等を踏まえ、条例の一部改正最終案 及び取扱い指針最終案を情報公開審査会において検討
令和8年	2月	県議会に条例の一部改正案を提案
	4月	改正条例施行 取扱い指針施行